

令和6年10月27日執行 最高裁判所裁判官国民審査公報

富山県選挙管理委員会

告 示 番 号 : 1



最高裁判所判事
おじま あさら

昭和三三年九月一日生

尾島 明

略歴

神奈川県藤沢市生まれ。栄光学園高校、東京大学法学部コーカススクール（L.M.）を卒業。判事補に任官し、東京地裁、甲府家地裁、最高裁務局、通商産業省通商政策局国際経済課、横浜地裁で勤務。判事に任官し、横浜地裁、最高裁調査官、内閣法制局参事官、東京高裁判事を経て、東京地裁判事（部総括）、最高裁上席調査官を務める。

二八年 二月 静岡地裁所長

二九年 一月 東京高裁判事（部総括）
最高裁首席調査官

令和 三年 七月 大阪高裁長官
最高裁判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和五年一月二十五日 大法廷判決

令和三年施行の衆議院議員総選挙當時、小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法一四条に違反しない（多数意見）。

二 令和五年三月二十四日 第二小法廷判決
自室で出産し、死亡したえい児の死体をタオルに包んで段ボール箱に入れ、棚の上に置くなどした行為は、刑法一九〇条の「遺棄」に当たらない（全員一致）。

三 令和五年一月八日 大法廷判決
令和四年施行の参議院議員通常選挙當時、選挙区選出議員の議員定数配分規定につき、著しい不平等状態にあったとはいえないとした多数意見に対し、違憲状態であるとの意見を付した。

四 令和五年一月二十五日 大法廷決定
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律三条一項の規定は憲法一三条に違反する（多数意見）。

五 令和五年一月一七日 第二小法廷判決
劇映画の出演俳優の一人が薬物犯罪により有罪判決を受けたことを理由に同映画に対する助成金を交付しないとした独立行政法人理事長の処分は、違法である（全員一致・裁判長）。

六 令和五年一二月一五日 第二小法廷判決
国民年金法等による老齢年金を減額する法律は、憲法二五条、二九条に違反しない（全員一致・補足意見付加・裁判長）。

七 令和六年六月二日 第二小法廷判決
嫡出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で当該子を懷胎させた者に対し、その者の法的性別にかかわらず、認知を求めることができる（全員一致・補足意見付加・裁判長）。

八 令和六年七月三日 大法廷判決
旧優生保護法中の優生規定は憲法一三条及び一四条に違反し、その立法行為は国家賠償法一条一項の適用上違法である（全員一致）。

裁判官としての心構え
事件当事者間に深刻な紛争があり、正しい解決について社会的にもコンセンサスがなく、価値観が対立することもある中で、「良い裁判」として司法に期待されるものは、「中立」で「独立」した裁判所が紛争を「透明」な手続で「適時」に解決することと思っています。

告 示 番 号 : 2



最高裁判所判事
みや がわ みつこ
宮川 美津子

昭和三五年一月一三日生

昭和三二年一月一〇日生

略歴

愛知県豊橋市生まれ。豊橋市立東田小学校、豊橋市立青陵中学校、愛知県立時習館高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。弁護士登録（第一東京弁護士会）
平成五年四月 司法修習生
昭和五九年四月 外務省アジア局南東アジア第二課（在フィリピン日本大使館、京都地裁最高裁（調査官）に勤務）。
平成六年四月 判事補任官以後、最高裁調査官、東京地裁刑事局課長、東京地裁民事課長兼広報課長、東京地裁判事（部総括）を務める。

二七年 一月 最高裁判事（部総括）

二八年 三月 水戸地裁所長
最高裁判事務総長
東京高裁長官
最高裁判所民事調停委員
最高裁判所判事

二九年 四月 最高裁判所長官
兵庫県神戸市生まれ。県立神戸高等学校、京都大学法学部を卒業。

昭和五六年四月 司法修習生
昭和五七年四月 判事補任官以後、東京地裁、最高裁刑事局課、司法修習所教官、最高裁秘書課長兼広報課長、東京地裁判事（部総括）を務める。

昭和五九年四月 外務省アジア局南東アジア第二課（在フィリピン日本大使館、京都地裁最高裁（調査官）に勤務）。
昭和五六年四月 判事補任官以後、最高裁調査官、東京地裁民事課長兼広報課長、東京地裁刑事局課長、東京地裁民事課長兼広報課長、東京地裁判事（部総括）を務める。

昭和五九年四月 外務省アジア局南東アジア第二課（在フィリピン日本大使館、京都地裁最高裁（調査官）に勤務）。
昭和五八年四月 判事補任官以後、最高裁調査官、東京地裁民事課長兼広報課長、東京地裁刑事局課長、東京地裁民事課長兼広報課長、東京地裁判事（部総括）を務める。

告 示 番 号 : 3



最高裁判所長官
いま むら ゆきひこ
今崎 幸彦

昭和三二年一月一〇日生

昭和三一年一月一〇日生

略歴

兵庫県神戸市生まれ。県立神戸高等学校、京都大学法学部を卒業。外務省アジア局南東アジア第二課（在フィリピン日本大使館、京都地裁最高裁（調査官）に勤務）。
昭和五六年四月 司法修習生
昭和五七年四月 判事補任官以後、最高裁調査官、東京地裁民事課長兼広報課長、東京地裁刑事局課長、東京地裁民事課長兼広報課長、東京地裁判事（部総括）を務める。

二七年 一月 最高裁判事（部総括）

二八年 三月 水戸地裁所長
最高裁判事務総長
東京高裁長官
最高裁判所民事調停委員
最高裁判所判事

二九年 六月 最高裁判所長官
兵庫県神戸市生まれ。県立神戸高等学校、京都大学法学部を卒業。

昭和五六年四月 司法修習生
昭和五七年四月 判事補任官以後、最高裁調査官、東京地裁民事課長兼広報課長、東京地裁刑事局課長、東京地裁民事課長兼広報課長、東京地裁判事（部総括）を務める。

昭和五九年四月 外務省アジア局南東アジア第二課（在フィリピン日本大使館、京都地裁最高裁（調査官）に勤務）。
昭和五八年四月 判事補任官以後、最高裁調査官、東京地裁民事課長兼広報課長、東京地裁刑事局課長、東京地裁民事課長兼広報課長、東京地裁判事（部総括）を務める。

昭和五九年四月 外務省アジア局南東アジア第二課（在フィリピン日本大使館、京都地

令和6年10月27日執行
最高裁判所裁判官国民審査公報
富山県選挙管理委員会

告 示 番 号 :

昭和六〇年	四月	司法修習生
六二年	四月	判事補任官 以後、東京地裁、外務省北米局 北米第二課、在アメリカ合衆国日本国大使館、 東京地裁、佐賀地家裁に勤務。
平成一一年	五月	判事任官 以後、佐賀地家裁判事、最高裁調 査官、東京地裁判事、最高裁刑事局参事官、 東京地裁判事、最高裁情報政策課長、東京地 裁判事（部総括）を務める。
令和 六年	八月	最高裁判所判事
二七年	三月	最高裁判事局長兼図書館長
三〇年	一月	前橋地裁所長
三一年	四月	東京高裁判事（部総括）
五年	四月	大阪高裁長官
六年	八月	最高裁判所判事
最高裁判所において関与した主要な裁判		
最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。		
裁判官としての心構え		
高裁や地裁の裁判官を務める中で大切であると思つてきました。裁判官としての心構えが二つあります。一つは、謙虚に両当事者の言うことに耳を傾け証拠を検討するという姿勢です。最高裁は最終審ですので、その職責の重さを十分に自覚した上で、中立公正な立場から、一つ一つの事件に誠実に向き合つていきたいと考えています。二つ目ですが、現代社会では価値観が多様化し、判断の難しい事件が増加していますので、様々な視点や考え方をもつて事件に取り組み、バランスのとれた判断をする必要があります。そのためには、自分自身でいろいろ勉強したり、各種の研究会の成果を吸収したりするなどの自己研鑽が不可欠であると思つています。		
これまで、主として、刑事裁判を担当してきました。東京地裁で、裁判長として、裁判員裁判も担当しました。担当した裁判員裁判は、どの裁判員の方も非常に熱心に取り組んでおられ、感激しました。いずれの事件もみな大切な思い出となっています。裁判員裁判では、裁判員と裁判官が、証拠に基づき一緒に議論して、被告人が有罪であるかどうかという事実認定や量刑判断を行うわけですが、裁判員の方々の意見には、裁判官にはない物事の見方や視点を含んでいるのが多かったのです。裁判員裁判の目的は、裁判官という法律のプロの専門知識や経験と、裁判員という法律家でない方々の物事の見方や経験とを融合させて、より良い刑事裁判の実現を目指すということにあるのですが、正にそのとおりであると実感できました。		
座右の銘は「継続は力なり」です。努力を継続したからといって必ずしも目標を達成できるとは限らないところが、人生の難しいところですが、努力を怠れば何事も成し遂げられないと思いますので、この言葉を胸に精進していくことを考えていました。		



最高裁判所判事
ひつ
き

木正洋
まさひろ
昭和三六年四月三日生

最高裁判所において関与した主要な裁判
最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

**最高裁判所判事
石兼公博**

昭和三三年一月四日生
いし かね きみ ひろ

略歴

昭和五六年	四月	山口県生まれ。ラ・サール中学校、同高校を経て、東京大学法学部を卒業。
平成八年	六月	外務省入省
一〇年	九月	在フランス日本国大使館一等書記官、後に同参事官
一一年	八月	総合外交政策局科学原子力課国際科学協力室長
一五年	八月	中近東アフリカ局アフリカ第一課長
一六年	八月	経済協力局有償資金協力課長
一九年	九月	在アメリカ合衆国日本国大使館参事官、後に同公使
二〇〇年	九月	国際協力局政策課長　内閣総理大臣秘書官
二一年	七月	大臣官房総務課長
二三年	九月	大臣官房参事官
二四年	一月	大臣官房審議官
二六年	一月	特命全権大使東南アジア諸国連合日本政府代表部在勤
二七年一〇月	アジア大洋州局長	
二八年六月	総合外交政策局長	
二九年九月	特命全権大使カナダ国駐箚兼国際民間航空機関日本政府代表部在勤	
令和元年一〇月	特命全権大使国際連合日本政府代表部在勤	
六年四月	最高裁判所判事	

最高裁判所において関与した主要な裁判

令和六年七月三日 大法廷判決

優生保護法中のいわゆる優生規定（同法三条一項一号から三号まで、一〇条及び一三条二項）は、憲法二三条及び一四条一項に違反し、同規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法二条二項の適用上違法の評価を受けるとしたうえで、本件各事件において、不法行為によって発生した損害賠償請求権が民法（平成二九年法律第四四号による改正前のもの）七二四条後段の除斥期間の経過により消滅したものと主張することは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認ことができず、同主張は信義則に反し、権利の濫用として許されないとした（全員一致）。

裁判官としての心構え

裁判の最終的な判断を行う最高裁判所判事の職務を通じて、日本における法の支配の維持、発展に貢献していきたいと考えています。これまで四十年以上にわたり、行政官及び外交官として積んできた経験を活かし、さまざま声に謙虚に耳を傾けながら、個別具体的の案件に真摯に取り組んでいきたいと思います。



最高裁判所判事
ハシカネ

かね
きみ
ひろ

最高裁判所において関与した主要な裁判
令和六年七月三日 大法廷判決

優生保護法中のいわゆる優生規定（同法三条一項一号から三号まで、一〇条及び一三条二項）は、憲法二三条及び一四条一項に違反し、同規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法一条二項の適用上違法の評価を受けるとしたうえで、本件各事件において、不法行為によつて発生した損害賠償請求権が民法（平成二九年法律第四四号による改正前のもの）七二四条後段の除斥期間の経過により消滅したものと主張することは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができず、同主張は信義則に反し、権利の濫用として許されないとした（全員一致）。

裁判官としての心構え

裁判の最終的な判断を行う最高裁判所判事の職務を通じて、日本における法の支配の維持、発展に貢献していきたいと考えています。これまで四十年以上にわたり、行政官及び外交官として積んできた経験を活かし、さまざまな声に謙虚に耳を傾けながら、個別具体的の案件に真摯に取り組んでいきたいと思います。

告 示 番 号 :

最高裁判所判事
なかむら　まこと
中村 慎



最高裁判所判事
なかむら

憲法と法律によつて最高裁に与えられた権限と責任は、非常に重いものがあります。最終審としての最高裁の判断の重みとその判断が国民生活や社会経済活動に与える影響の大きさに思いを致し、司法、裁判の果たすべき役割を意識して、一件一件の事件に誠実に向き合い、多角的・多面的な視点から考えて議論するよう心掛けていきたいと考えています。

これまで、地方裁判所及び高等裁判所の裁判官として専ら民事裁判を担当してきました。双方当事者の主張に耳を傾け、証拠閲覧係を丁寧に検討することを大事にし、核心となる争点がどこにあるか、その事案で最も望ましい解決は何かということに悩み、老え抜いて決断することに裁判官としてのやりがいと充実感を感じてきました。最高裁判事に就任してから、まだ日が浅いため、闇に与した主要な裁判を掲げることができません。しかし、これまでの地方裁判所及び高等裁判所での仕事で大事にしてきたことを最高裁判所の仕事の中でも貫いて、個々の裁判に取り組んでいきたいと思います。

近時は、価値観の多様化、情報通信技術の飛躍的な発展とグローバル化の進展に伴い、判断の難しい事件が増えているように思います。法制度は、我が国において積み重ねられてきた生活様式に基づ盤を有するものです。法の解釈に当たっては、社会の状況や国民の意識の変化を踏まえつつ、現在における意見の分布や諸外国の状況といった、水平面での検討だけではなく、時間の流れという、いわば垂直方向からの位置付けも的確に認識した上で、考査して、課せられた責任を果たしていきたいと考えています。